

## 平成 28 年度第 1 回文化財保護委員会会議録

### 1. 日時・場所

平成 28 年 7 月 13 日（水） 午前 10 時～正午  
知立市役所 知立市役所 第 9 会議室

### 2. 出席者

清水正明（委員長）、藤井かなゑ、松井節子、杉浦 茂、杉浦五一、藤井智鶴（以上委員）、  
（鷹巣 純委員は欠席）  
川合教育長、石川教育部長、鶴田文化課長、近藤担当係長

### 3. 議題

- (1) 平成 27 年度事業報告について
- (2) 平成 28 年度事業計画について
- (3) 指定文化財の名称変更について
- (4) 新規の指定文化財候補について

#### 1. あいさつ

教 育 長：7 月 3 日に知立市史刊行記念講演会が開催されました。保護だけでなく文化財の価値を伝える情報発信を積極的に進めることが大切と感じました。現在、歴史文化基本構想の策定準備を行なっています。新編知立市史文化財編の悉皆調査の成果を本の中におさめておくだけでなく、文化財をその周辺環境まで含めて保存・活用するための方向性を市全体で考えていくことが大切だと思います。今秋、国民文化祭そしてユネスコ無形文化遺産登録が予定されており、市民が文化財への関心を高める良い機会です。委員の皆様にはいろいろな面でご協力いただき知立市の宝を守っていきたくと願っています。

#### 2. 委員長選出

文 化 課 長：保護規則第 2 条により委員長は委員の互選により選出することとなっております。推薦などありましたらご発言をお願いします。

杉浦五委員：引き続き清水委員をお願いします。

文 化 課 長：清水委員にという発言がありましたが、いかがでしょうか。

(賛同の拍手あり)

文化課長：では委員長は引き続き清水委員に決まりました。職務代理は委員長からご指名いただきたいと思います。

清水委員長：今までどおり藤井かなる委員をお願いします。

文化課長：職務代理はご指名により藤井かなる委員に決まりました。

### 3. 議 題

#### (1) 平成 27 年度事業報告について

事務局：(資料 1 に基づき説明する)

藤井か委員：荒新切遺跡保存用地草刈委託業務について、例年より金額が上がっているようですが理由をお聞かせください。

事務局：委託業務の内容は以前と変わりませんが、人件費の上昇に伴い委託金額が上がっています。

#### (2) 平成 28 年度事業計画について

事務局：(資料 2 に基づき説明する)

委員長：荒新切遺跡測量委託業務は資料に示された金額でしっかりした測量ができますか。

文化課長：原っぱで遮る物がないので街中の測量に比べると安価です。ただし、隣地との境界杭の確定の費用は含まれていません。

藤井か委員：北側に傾斜がありますが、境界を含めて測量するのでしょうか。

文化課長：はい。一般的には傾斜の下が境界となるケースが多いです。

杉浦茂委員：葦香城址公園石碑修繕についてですが、この名称はいわゆる「八橋古城」と混乱をきたしています。「葦香城」の地名は逢妻男川の北側にあったとされ、現在「葦香城址」の石碑のあるところの城跡は名称不詳ですが昭和 28 年に「葦香城址」という碑を建てたと文化財保護委員の先輩から聞いています。そして公園も葦香城址公園という名称になってしまったという経緯があります。

松井委員：この際、公園の名称も変えていただきたいと思います。碑の裏面の文も不正確な箇所があったと思います。

杉浦茂委員：「葦香城址」の石碑を削って「八橋古城跡」に修正するという説明ですが、昭和 28 年頃にこの碑を含めて石碑を建てる運動がありました。これも貴重な文化財といえますので削ってしまってよいかという思いはあります。

藤井智委員：文化財保護の運動の中で位置づける価値があると思います。知立の中で一生懸命顕彰しようとした諸先輩方の結晶でもあるので簡単に削ることはできないと思います。

文化課長：この葦香城址の碑は今後どう扱うことが最善でしょうか。

杉浦茂委員：葦香城が逢妻男川の北側にあったということを示しながら、適切な場所に建てていただくのがよいと思います。

松井委員：葦香城のあったとされる位置は民地ですから移設するということは簡単ではないですね。

委員長：石碑を削って名称を変えるということについては文化財保護委員会としては賛成ではないということでもよろしいでしょうか。そして石碑はひとまず撤去しておくことも考えられます。

杉浦五委員：私も石碑を削るということは賛成しかねます。

教育部長：石碑については言い伝えもあって現地に建てたけれども、実際には葦香城は逢妻男川の北側にあったというような解説を入れた案内看板を立てるということはいかがでしょうか。

委員長：整理しますと、1) 石碑を削って修正する案、2) 石碑を一度撤去して看板を設置する案、3) 石碑はそのまま残して看板を設置する案があります。1) の石碑を削る案は賛成しかねるという意見が委員から出ており、現実的なのは3) の案ではないかと思います。これらの案を基本に再検討をしてください。

事務局：現状では石碑とは別に文化財案内看板が設置されています。この看板を取り替える方法と、新たに設置する方法がありますが、いかがでしょうか。

松井委員：現状の看板に、さらに詳しい説明を加えていただきたい。

文化課長：その方法であれば、第2回目の会議の場で案を提示させていただいてご審議いただくようにします。

次に、歴史文化基本構想については策定委員会と運営委員会を組織しますが、運営委員会に文化財保護委員の皆さんに入っていただき構想をつくっていただきたい考えです。知立市の今後の歴史・文化財に関するマスタープランです。この2年間一緒に頑張っていきたいと思いますのでよろしくをお願いします。

委員長：非常に大切なことだと思います。是非お力をお貸しいただきますようお願いいたします。その他、ご意見ありますか。

松井委員：業平塚の管理について文化課で管理するとのことですが、草刈は芝もあって大変かと思いますが大丈夫ですか。

文化課長：これまで経済課で管理していたのですが、文化財であり文化課で管理することになりました。今年の様子を見て来年度以降の予算や業者も含めて見直しが必要かどうか見極めていきたいと思っています。

松井委員：塚周辺をきれいにさせていただくと心が洗われます。私が嫁いだ頃は上から水が入って池にカキツバタが咲いていました。今は空池で草が生えている状態ですが、カキツバタを植えていただければ状況になるとありがたいです。

観光ガイドをするとき、観光客から何度もそのようにいわれます。

杉浦茂委員：18世紀終わりに書かれた『東海道名所図会』に業平塚に関する記述があり、塚の周りに窪地があつてかつてはカキツバタを植えていたことが書かれています。歴史文化基本構想ではこの整備の必要性にも触れながら名所八橋を活かしていくことを検討してよいと思います。

松井委員：牛田城址はフェンス等で囲うと石碑の貫禄がでます。来迎寺境内にある今崎城碑もお寺の了解が必要ですがフェンスで囲うとよいと思います。石碑だけでは寂しいと思います。5つの城があつたというのでそれをしっかり示すような形をお願いしたい。

文化課長：そういった取組みができていないのが現状です。計画的な見直しをするための礎となるのが歴史文化基本構想です。そこで総点検をして全ての文化財の保存・活用を議論していただきたい。

杉浦五委員：山車連合保存会補助金が昨年までは18万円でしたが今年は30万円になっていることについて理由はありますか。

文化課長：全国山・鉾・屋台保存連合会の総会が加盟する団体の市町で毎年開催されます。今年は熊本県八代市での開催のため旅費の増額を財政当局に要求したところ定額30万円で計画的に運営することとなりました。

### (3) 指定文化財の名称変更について

事務局：資料3は知立市の国・県・市指定の文化財と国登録文化財の一覧です。指定時の名称とこのほど発刊した新編知立市史文化財編での掲載の名称とで異なるものがあります。文化財の名称はホームページや文化財マップなどで公表していますが、今後は文化財編の掲載の名称に合わせたいというのが事務局としての考えですが、ご審議いただきたいと思います。

文化課長：詳細に見ますと、例えば「売茶肖像」と「売茶翁肖像」、「万福寺のイブキ」と「萬福寺のイブキ」のように細かい違いがあるものがあります。こういったものはどうするのがよいでしょうか。

委員長：文化財編の名称にあわすことについて異議ありますか。微細な違いも含めてすべて文化財編にあわすということではいかがでしょうか。とくに異議ないようですのでそのように進めて下さい。

### (4) 新規の市指定文化財候補について

事務局：八橋古城跡を市指定史跡の候補として取り上げました。城跡のうち石碑のある箇所を平成9年に市へ寄付いただきました。周辺の発掘調査によって戦国時代の遺構・遺物が確認されています。石碑をどうするかという懸案がありますが、看板等が整い次第、市指定史跡として管理をしたいと思いますがいかがでしょうか。また、『新編知立市史文化財編』に未指定・未登録の文化財がいくつか掲載されており、これらは今後の指定文化財の候

補といえますので、委員の皆様や専門家のご意見をいただきながら今後指定にするか検討していきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

松井委員：浄教寺の建造物は新しい造作がなされていますが庫裏の入口を入ったところや鎌倉街道沿いの門などは素晴らしいと感じています。

杉浦茂委員：岐阜屋や山城屋など、所有者のご意向が大切になってきますので指定や登録にむけては準備が大変ですね。

杉浦五委員：所有者の承諾をいただいているということではないですね。住まいを保護するためには十分な補助がないと難しいと思います。

委員長：八橋古城跡の指定については、石碑の問題はありますが指定を進めていくということでもよろしいですね。それ以外のものについては指定基準をはっきりしていただいて、それに従って計画的にすすめていただくとよいと思います。

文化課長：指定基準の案を今後ご提示します。

委員長：長時間にわたりご審議ありがとうございました。これで終わります。

( 正午 閉会 )